## 油日自治振興会防犯カメラ修繕等共催要綱

## (目的)

第1条 油日学区内自治区が行なう防犯カメラの新設及び修繕等に要する経費に対し、予算の範囲内において共催する要綱は次のとおりとする。

### (共催対象及び按分率等)

第2条 対象とする防犯カメラは、道路等の防犯を目的とするものに限り、共催対象 経費及び按分率並びに自治振興会が交付する1基当たりの限度額は、別表のとおり とする。(税込み額)

#### (共催対象外)

第3条 公園、集会所、駐車場等の施設に設置されるもののほか、点検等の経費及び将来の新設のための調査費は共催事業の対象としないものとする。

## (申請等)

- 第4条 この共催事業を実施しようとする場合は、事前に次の書類を添付した申請書 を提出し、油日自治振興会と協議を行うものとする。
  - ① 防犯カメラ整備理由書
  - ② 防犯カメラの位置図
  - ③ 防犯カメラの見積書
  - ④ 防犯カメラの土地所有者の承諾書 (新設の場合)

#### 付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(油日自治振興会防犯灯及び防犯カメラ修繕等共催要綱を改正し、 新たに油日自治振興会防犯カメラ修繕等共催要綱として制定)

# 別表(共催対象経費及び按分率並びに限度額)

防犯カメラ新設事業	専用柱を設置しない場合	防犯カメラの新設設置に 係る経費	事業費の2分の1以内で 20,000円を超えない額
	専用柱を設置する場合	防犯カメラの新設設置 で、防犯カメラと専用柱 の設置に係る経費	事業費の2分の1以内で 35,000円を超えない額
防犯カメラ修繕等事業	防犯カメラの 修繕、更新、移 設の場合	既設の防犯カメラに係る 経費	事業費の2分の1以内で 15,000円を超えない額
	専用柱の更新の場合	既設の防犯カメラが設置 された専用柱の更新に係 る経費	事業費の2分の1以内で 15,000円を超えない額